

現場説明書追加事項

工事名 浦安総合公園テニスコート更新工事

工 種	種 別	説 明 事 項										
	技術者の適正配置	1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。										
	施工時間帯	1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。										
	施工期間	1. 本工事は、本工事工区のテニスコートの利用停止期間に現場施工を完了すること。 また具体的な施工開始時期及び完了時期については、人工芝材料納入時期、テニスコート管理者である岡山市公園協会の大会日程により監督員との協議により決定するものとする。 2. 人工芝材料の納品次期により既設人工芝撤去開始日を調整し、現場施工期間を可能な限り短時間とすること。										
	建設副産物	本工事から発生する産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。 特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法） <table><tr><th>種 別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>岡山市南区藤田地内</td><td>藤クリーン(株)</td><td>L=3.7km</td><td></td></tr></table> 1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。	種 別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備 考	廃プラスチック	岡山市南区藤田地内	藤クリーン(株)	L=3.7km	
種 別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備 考								
廃プラスチック	岡山市南区藤田地内	藤クリーン(株)	L=3.7km									

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	変更後請負代金額の算出	1. 請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 $\text{変更後請負代金額} = (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$ 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	その他	1. 工事の実施に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 2. 現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 3. 公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 4. 工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 5. 工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 6. 施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 7. 現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 8. 残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 9. 本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。

工 種	種 別	説 明 事 項
仮設工	一般事項	1 別図「参考図（積算用参考図）」は、任意仮設として積算内容を示したものである。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。 2. 仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
	敷鉄板	1. 公園内の施工に使用する経路（インターロッキング区間）については敷鉄板より養生を行うこと。
	交通誘導警備員等	1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員B（昼間交替要員無し） 30人 なお、配置については1人/日を想定しているが、それによりがたい場合は監督員と協議すること。
	その他	現地の状況により他の仮設に必要なが生じた場合は、監督員と協議すること。